

## ① A以上の評定に至った根拠の合理的かつ明確な説明を受けることができたもの

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 主務府省   | 文部科学省  | 法人   | (中) 教職員支援機構  |
| 該当項目   | <a href="http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_8.pdf">http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_8.pdf</a><br>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<br>5 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務 |  | 主務大臣<br>評価の評定  |
| 目標・計画の状況   |  | 評価の状況  | 主務省への確認結果  |
| <p>&lt;中期目標&gt;<br/>           教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定について、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を図り、<u>本講習の認定に関する事務を確実に遅滞なく実施する。</u></p> <p>&lt;年度計画&gt;<br/>           免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務を、平成30年4月より文部科学省から機構へ移管することに伴い、円滑な移行を図るため、<u>機構職員を準備要員として文部科学省へ派遣するとともに、機構内の実施体制の検討や移行準備等を行う。</u></p> |  | <p>&lt;主務大臣評価&gt;<br/>           平成30年4月から機構に業務移管されることとなる免許状更新講習認定の申請件数は、年間約1万件（平成29年度実績）にのぼるため、円滑な事務処理に資するよう、<u>大学等がオンラインシステム上で認定申請のための必要事項を入力すると各種様式に出力できたり入力項目を自動でチェックできたりする機能を有するシステムを新たに構築したことにより、認定作業の繁忙時期を迎える4月に向けて万全な準備を整えたことは評価できる。</u></p> | <p>従来、文部科学省が行っていた免許状更新講習の認定手続は、講座を開設する大学等が申請書を作成の上、メールで送信された申請書を目視突合によるチェックを行う方法であった。また、申請書に誤りがあった場合は、再度、申請者に訂正依頼を行い、正しい申請書が提出されるまでこのやりとりが続き、申請数が年間約1万件（平成29年度実績）にのぼるため、<u>事務作業に要する時間が膨大であった。</u></p> <p>文部科学省から機構に事務移管をされたことを契機に、<u>機構において申請者、受講者、機構にとって効率的かつ効果的な認定手続の方法について検討を重ねたところ、新しくオンラインシステムを構築することとした。</u></p> <p>新しいシステムでは、大学等がオンライン上で認定申請のための必要事項を入力することで、各種必要な様式に出力できたり、入力項目や記入漏れ等を自動でチェックできたりする機能を有しており、<u>申請者にとって事務負担が大幅に軽減され、申請から認定までの期間が短縮されたことにより、更新講習開設の準備の日数が確保された。</u>また、<u>機構においても、事務負担の軽減になり、申請者や受講者からの質問等についても丁寧な対応に時間をあてることで質の高い更新講習開設につながった。</u>更に、<u>申請から認定までの期間が短縮されたことにより、受講者にとっても免許状更新講習に認定された大学等の開設情報を早く知ることができ、受講する講座の選択の幅が広がった。</u></p> <p>中期目標、中期計画においては、更新講習認定に関する事務を確実に遅滞なく実施することとされていたが、<u>ただ単に確実に遅滞なく事務処理を行っただけでなく、ゼロベースから新たな方を関係機関等と協議・検討を重ね、申請者、受講者、機構の三者にとってメリットがあるオンラインシステムを構築したことが当初の目標を上回る成果として評価に値すると考える。</u></p> |

(注) 下線は、当委員会が付した。

| 主務府省  | 文部科学省  | 法人  | (中) 大学改革支援・学位授与機構 |  |               |   |
|---|--|---|-------------------|--|---------------|---|
| 該当項目  | <a href="http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_14.pdf">http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/10/15/1408962_14.pdf</a><br>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置<br>5 学位授与<br>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 |   |                   |  | 主務大臣<br>評価の評定 | A |
| 目標・計画の状況  |  | 評価の状況   |                   | 主務省への確認結果  |               |   |
| <p>&lt;中期目標&gt;<br/>           学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;<br/>           ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、<u>省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</u></p> |  | <p>&lt;主務大臣評価&gt;<br/>           (評定に至った理由)<br/> <u>自己評価ではB評定であるが、評価すべき実績の欄に示す点について、評定を引き上げるべき進捗が認められるため。</u><br/>           (評価すべき実績)<br/>           省庁大学校の課程修了者に対する口頭試問の実施について、遠隔会議システムの導入や集中開催により、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、<u>運営費交付金を充当せずに収支均衡させている。</u>限られた予算の中で、平成 30 年 3 月までに口頭試問を実施できるようスケジュール等を見直し、当初から 145 名のうち 40 名(全体の約 3 割)がそのスケジュールを利用するなど、<u>申請者の利便性に配慮した取組は評価できる。</u></p> <p>&lt;自己評価&gt; 評定：B<br/>           口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて遠隔会議システムによる口頭試問を実施することにより、<u>年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。</u></p> |                   | <p>例年のスケジュールであれば、平成 30 年 6～7 月に実施する予定であった口頭試問の一部(40 名の学生)を、平成 30 年 3 月までに実施することとしたため、<u>平成 29 年度では予定の 1.4 倍の口頭試問を実施した。</u>これにより<u>口頭試問の増加した分だけ必要経費が発生するとともに、スケジュールが分散され日程調整の難度が高まる中において、評価結果に記載のあるとおり遠隔会議システムの導入や集中開催により経費を削減し収支均衡させている。</u>(口頭試問を前倒して平成 29 年度に行った 40 名についても、学位の申請は翌年度に行うので手数料収入は翌年度となる)<br/> <u>事務量・費用が増大しかねなかったものの、収支均衡を達成させた上で、申請者の利便性を考慮した取組を行ったことは、評定を引き上げるべき進捗があったと認められるものである。</u></p> |               |   |

(注) 下線は、当委員会が付した。

② C以下の評定を付す場合の改善方策等に係る説明を受けることができたもの

| 主務府省   | 消費者庁  | 法人  | (中) 国民生活センター |  |   |
|--|---|---|--------------|--|---|
| 該当項目   | <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/ncac/performance/pdf/performance_180831_0005.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/ncac/performance/pdf/performance_180831_0005.pdf</a><br>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置<br>(7) 研修等の充実<br>① 教育研修事業の充実強化(企業職員研修) |   |              | 主務大臣<br>評価の評定  | D |
| 目標・計画の状況   |   | 評価の状況   |              | 主務省への確認結果  |   |
| <p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>「企業職員研修」については、コース数を追加する。コース内容についても、実務に役立つものとするため、食品表示の一元化制度等の消費者関連法令の解説や、ケーススタディ等を消費者庁と協力して実施する。</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>事業者を対象とした研修のコース数及び人員</p> |   | <p>&lt;主務大臣評価&gt;</p> <p>企業職員研修については、コース数は目標を達成している一方、人員の達成度(36.5%)は前々年度(56.7%, C)、前年度(45.4%)から毎年10ポイント程度低下を続け、C評価の基準(80%)を大幅に下回る水準となったことから、コース数と人員の双方の達成度を踏まえて評価した。</p> <p>(課題と対応)</p> <p>企業職員向け研修の在り方について見直しを行い、人員についての達成度を高めるよう、環境整備に努めていくことが必要である。</p> <p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>(課題と対応)</p> <p>企業職員向け研修の在り方については、企業職員の受講ニーズを踏まえ、抜本的な見直しを行う必要があると言え、内容はもとより、より受講しやすい日程や場所について検討したところ、<u>都心の交通アクセスの便利な場所で宿泊を伴わない方法で実施するのが、ニーズに合致すると判断し、平成30年度からは、東京事務所において1日研修として実施する予定である。</u></p> |              | <p>企業職員研修における人員の達成度が低調な理由としては、宿泊を伴う研修への参加の難しさや相模原施設までのアクセスの悪さも考えられ、研修の内容だけではなく<u>特に受講生の利便性を考慮した研修を実施する必要がある。</u></p> <p>そこで、具体的には国民生活センターの自己評価欄にも記載があるとおり、<u>対象者のニーズを踏まえた宿泊を伴わない東京での研修へ転換し、平成30年度から実施していくこととした。</u></p> <p>また、<u>従来の2日間コースから日帰りコースへの変更に伴い、研修内容については企業職員がより必要としている消費生活相談情報に関する講義等を中心に受講できるメニューに見直しを行うこととした。</u></p> <p>さらに、受講者の募集に当たって<u>従来は公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)を中心とした周知活動を行っていたが、より多くの他の業界団体の協力を得ることとした。</u></p> |   |

(注) 下線は、当委員会が付した。